

# 住之江小学校 PTA 規約

## 第1章 名称

- 第1条 この会は、住之江小学校PTAという。  
この会は、事務所を大阪市立住之江小学校に置く。  
住所 大阪市住之江区御崎4-6-43

## 第2章 目的

- 第2条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の健全な成長をはかることを目的とする。
- 第3条 この会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。
- (1) 会員の成人教育ならびに地域活動を盛んにするとともに、人権教育についての理解を深める。
  - (2) 家庭、学校および社会との緊密な連携によって、児童の安全と福祉を増進する。
  - (3) 家庭、学校および社会における教育環境をよくする。

## 第3章 方針

- 第4条 この会は、教育を本旨とする民主的な社会教育団体として、次の方針に従って活動する。
- (1) 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および教育機関と協力する。
  - (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
  - (3) この会の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
  - (4) この会は自主独立のものであって、他の団体から支配統制または干渉をうけない。
  - (5) 学校の教育方針、および人事ならびに管理に干渉しない。

## 第4章 会員

- 第5条 この会の会員となることができる者は、つぎのとおりである。
- (1) この学校に在籍する児童の保護者。
  - (2) この学校の教職員。
  - (3) この会の主旨に賛同するもので、実行部会の承認を得た者。

- 第6条 この会の会員はすべて会費を納めることを原則とする。

## 第5章 経理

- 第7条 この会の経理は会費をもつてする。
- 第8条 この会の経理は総会において決議された予算にもとづいて行われる。

第9条 この会の会費は一家庭につき月額 500 円とする。

第10条 この会の経理は会計監査を経て会員に報告されなければならない。

第11条 この会の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

## 第6章 会長、副会長、実行部長、実行部員

第12条 会の運営のため、以下の役職を設置する。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名以上(ただし、実行部長と兼任してもよい。)
- (3) 実行部長 各部 1 名
- (4) 実行部員 各部 2 名以上

第13条 会長、副会長、実行部長、実行部員の選出および就任は次のとおり行われる。

- (1) 会長、副会長、実行部長で協議し、次年度の候補者を会員の中から推薦する。推薦された者の同意をもって、候補者となる。
- (2) 定員に満たない場合、次年度に会員資格を得る者全員より立候補者を募集する。
- (3) 立候補者が定員を超えた場合は、会長、副会長、実行部長で協議して候補者を選出する。
- (4) 立候補者が定員に満たない場合は、実行部会で定められた方法により、各学級の会員による互選にて候補者を選出する。ただし、原則として、過去 4 年以内に会長、副会長、実行部長、実行部員を経験した者は対象外とする。
- (5) 候補者の同意を得たうえで、全ての会員に候補者を告示する。
- (6) 候補者は年度初めの総会において承認を受ける。なお、対立候補のある場合は出席した会員の無記名投票により、多数決で選挙される。
- (7) 会長、副会長、実行部長、実行部員は 5 月 1 日より就任する。

## 第7章 会長、副会長の任務

第14条 会長は次の職務を行う。

- (1) この会を代表し、会務を総括する。
- (2) 実行部会の承認を得て特別委員長および委員を任命する。
- (3) 総会および実行部会を招集し、会議の議長になることができる。
- (4) 各部会、各委員会に出席して意見を述べることができる。
- (5) この会の資産を管理する。

第15条 副会長は会長を補佐し、会長に支障が起きた場合は、その職務を代行する。また、副会長に支障が起きた場合は、実行部長のうち1名が職務を代行する。

## 第8章 会計監査

第16条 この会の経理を監査するために、会計監査を 1 名以上置く。

第17条 会計監査の選出および就任は第 13 条に準じて行う。また、実行部長や実行部員が兼任することも可能とする。

第18条 会計監査はその年度の会計を監査し、年間1回以上会員にその結果を報告する。

第19条 会計監査の任期は1年とし、再任をさまたげない。

第20条 会計監査は、実行部会に出席して意見を述べることができる。

## 第9章 総会

第21条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

第22条 総会の定足数は、全会員の8分の1とする。決議は出席者の過半数の同意を要する。

第23条 実行部会が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の要求のあったときは、会長はいつでも総会を招集する。

第24条 総会は年会1回以上開催することを原則とするが、災害および感染症の流行等により開催が困難な場合は、書面による報告や決議にかえることができる。

第25条 この会の年間事業計画および予算の審議決定ならびに決算報告の承認は総会で行う。

## 第10章 各部会

第26条 この会の活動に必要な事項について調査研究、立案および実施するために、次の部会を置く。各部会の定員は3名以上とし、1年以上経験した者が1名以上就任することを原則とする。

- (1) 運営部
- (2) 会計部
- (3) 交流活動部
- (4) 地域部
- (5) 安全部
- (6) 保健給食部
- (7) 成人教育部
- (8) 厚生体育部
- (9) 広報部

第27条 各部会の任務および活動はつぎのとおりである。

- (1) 運営部
  - ① 各部会に活動を割り当て、活動が円滑に行われるようにつとめる。
  - ② 総会および実行部会の議事ならびにこの会の活動に関する主要事項を記載する。
  - ③ 記録、通信、その他の書類を保管する。
  - ④ 会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。
- (2) 会計部
  - ① 総会が決定した予算にもとづいて、いっさいの会計処理を処理する。
  - ② 予算の立案に協力する。
  - ③ 会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供する。
  - ④ 会計監査を受けて会員に報告する。
- (3) 交流活動部
  - ① 保護者と教職員との交流をはかる。

- ② 保護者と教職員と児童間の親睦と連携をはかるための集会、レクリエーションなどを企画、開催する。
- (4) 地域部
  - ① 地域社会の環境をよくするようにつとめる。
  - ② 地域社会との連携と親睦をはかり、相互の連絡が円滑に行われるようつとめる。
  - ③ 地域の他のPTAと連絡と協調をはかる。
- (5) 安全部
  - ① 在校児童の交通安全、環境浄化、非行防止につとめる。
  - ② 地域社会の環境改善、安全確保に対しての会員の意識を高める。
- (6) 保健給食部
  - ① 学校給食が十分な成果をあげるようにつとめる。
  - ② 在校児童の健康増進をはかり、会員の保健衛生に対する理解を深めるようにつとめる。
  - ③ 健康教育の推進につとめる。
- (7) 成人教育部
  - ① 会員の教養と知識技能を高めるため、学習活動を推進する。
  - ② 人権教育に対する理解と認識を深めるようにつとめる。
  - ③ 地域における社会教育の推進に協力する。
- (8) 厚生体育部
  - ① 会員の健康増進と体力の向上をはかる。
  - ② 会員のスポーツ、レクリエーション活動を推進し、グループ、クラブ活動の活発化をはかる。
- (9) 広報部
  - ① 会員に対して情報を伝達する。
  - ② 地域社会に対してこの会の認識と理解を深め、進んで協力を得るようにつとめる。
  - ③ 機関紙を発行する。

第28条 校長は各部会に出席して意見を述べることができる。

第29条 各部会の活動に際し、部長・部員以外に人員を必要とする場合は、協力者を会員から募ることができる。

第30条 各部長は所轄の部会の計画する事業の健全で円滑な実行のために、指示・管理を行う。

2. 各部長は所轄の部員とともに、その事業の計画・実施にあたって実行部会にはからなければならない。

## 第11章 実行部会

第31条 実行部会は、会長、副会長、実行部長、実行部員、校長、教頭、教職員代表をもって構成される。

2. 各部の部長に支障が起きた場合は、各部員が代行する。

第32条 実行部会の任務は次のとおりである。

- (1) 各部会によって立案された事業計画を審議検討する。
- (2) 事業計画にもとづいた予算を審議検討する。
- (3) 総会に提出する議案を調整する。
- (4) 必要あるときは特別委員会を設ける。

(5) その他規約ならびに総会の決議に従ってこの会の事務を処理する。

第33条 実行部会は毎月 1 回定例会を開催する。

2. 必要のあるときは各学年の代表が出席できるものとする。
3. 実行部会の定足数は部員の 2 分の 1 とし、決議は出席者の過半数の同意を要する。

## 第12章 特別委員会

第34条 この会の特定の目的を遂行するために、必要あるときは特別委員会を設けることができる。

2. 特別委員会はその任務を終えるとともに自動的に解散する。
3. 特別委員会の委員長は必要ある場合、実行部会に出席することができる。

第35条 特別委員会の委員長および委員は、実行部会の承認を得て会長が任命する。

## 第13章 改正

第36条 この規約は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成によって改正することができる。ただし、改正案は総会のすくなくとも 7 日前にその内容を全会員に知らせておかなければならぬ。

## 第14章 付則

第37条 この会の会務を処理するために事務員を雇用することができる。

第38条 この改正規約は、2021 年 5 月 1 日より制定実施する。